

令和6年度

那珂川沿岸農業水利事業（一期）  
渡里揚水機場ポンプ設備整備その他工事

特 別 仕 様 書  
（ 当 初 ）

関 東 農 政 局  
那 珂 川 沿 岸 農 業 水 利 事 業 所

## 第1章 総則

那珂川沿岸農業水利事業（一期）渡里揚水機場ポンプ設備整備その他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1 目的

本工事は、那珂川沿岸農業水利事業計画に基づき、渡里揚水機場におけるポンプ設備の整備等を実施するものである。

### 2 工事場所

茨城県水戸市渡里町地内

### 3 工事概要

本工事は、渡里揚水機場のポンプ設備整備その他工事で、その概要は次のとおりである。

#### (1) ポンプ設備

|            |     |
|------------|-----|
| 1) ポンプ設備整備 | 1 式 |
|------------|-----|

#### (2) 電気設備

|          |     |
|----------|-----|
| 1) 電気盤改造 | 1 式 |
|----------|-----|

|             |     |
|-------------|-----|
| 2) 低圧受電設備撤去 | 1 式 |
|-------------|-----|

#### (3) 試験調整等

|          |     |
|----------|-----|
| 1) 総合試運転 | 1 式 |
|----------|-----|

|           |     |
|-----------|-----|
| 2) 計装機器調整 | 1 式 |
|-----------|-----|

### 4 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

### 5 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、第2章 3 工事概要に示す設備の設計、改造、輸送、据付、撤去及び試験調整等までの一切とする。

(2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。

1) 責任分界点までの引込外線工事

2) 屋内外照明設備工事

### 6 工期

令和6年4月2日（火）から令和6年5月10日（金）まで（39日間）

### 第3章 施工条件

ポンプ設備整備及び試験調整等は、高圧電力の受電開始日以降より着手可能である。

#### 1 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

(1) 工事期間には、休日等 4 週 8 休を見込んでいる。

(2) 休業日は雨天、休日等 13 日を見込んでいる。なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日である。

#### 2 施工しない日

原則、土曜日、日曜日及び祝日とする。ただし、週休 2 日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休 2 日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

#### 3 施工しない時間帯

原則、平日の午後 5 時から午前 8 時 30 分まで。

#### 4 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第 1 章 1-1-11 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

### 第4章 現場条件

#### 1 関連工事等

受注者は、次に示す関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

(1) 那珂川沿岸農業水利事業（一期）旧渡里揚水機器設備据付工事

（令和 5 年 11 月 22 日～令和 6 年 11 月 29 日）

#### 2 既設設備等との受渡し条件

本工事で電気設備等に接続する内容は、次のとおりである。

(1) 渡里揚水機場ポンプ設備の電気設備は、東京電力エナジーパートナー株式会社より 6kV（3 相 3 線、50Hz）受電するものとする。

なお、東京電力エナジーパートナー株式会社との責任分界点は、引込第 1 柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。

信号等情報の受け渡し方法は、次による。

1) 監視信号無電圧接点・連続信号

2) アナログ信号 DC4～20mA

3) デジタル信号 BCD 符号

4) 制御信号無電圧・有接点方式

### 3 搬入路

工事用進入路は設計図書に示す道路（茨城県道常磐 229 号線、水戸市道常磐 8 号線）を使用するものとする。

### 4 第三者に対する措置

#### (1) 保安対策

本工事における交通誘導員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。この場合は、契約変更の対象とする。

#### (2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

### 5 関係機関との調整

受注者は次の事項について、必要な調整を行わなければならない。

#### (1) 低圧受電の供給停止申請

## 第 5 章 提出図書等

### 1 承諾図書

共通仕様書（施）第 1 章 1-1-6 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から 10 日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から 3 日以内に文書で通知するものとする。

### 2 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

## 第 6 章 貸与する資料等

### 1 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

(1) 資 料 名 那珂川沿岸農業水利事業（一期）渡里揚水機場ポンプ設備製作据付工事  
完成図書一式

(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで

(3) 返納場所 那珂川沿岸農業水利事業所

(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

## 第7章 ポンプ設備

### 1 ポンプ設備整備

#### (1) 作業内容

ポンプと電動機におけるカップリング部の機器調整を行う。

#### (2) 対象機器

- 1) 1号電動機及び1号ポンプ
- 2) 2号電動機及び2号ポンプ
- 3) 3号電動機及び3号ポンプ

## 第8章 電気通信設備

### 1 一般事項

#### (1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」

(令和元年7月農林水産省農村振興局)に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等(JIS、JEC、JEM等)は、共通仕様書(施)及び関係諸基準に準ずるものとする。

#### (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。

#### (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、避雷器等を設置し雷害対策を行うものとする。

## 第9章 改造

### 1 一般事項

#### (1) 電気盤の改造に必要な機器及び材料は、共通仕様書(施)第2章「機器及び材料」及び第12章「電気設備」によるものとする。

#### (2) 電気盤の構造及び改造は、共通仕様書(施)第3章「共通施工」及び第12章「電気設備」によるものとする。

### 2 電機設備の改造内容

電気設備(照明用変圧器盤及び補機盤)の改造については、既設盤内部における低圧電力用の仮設配線を離線し、高圧電力受電を想定した配線設計仕様に改造するものとする。

#### (1) 照明用変圧器盤

- 1) 数量 1面
- 2) 規格 JEM1265 CY形
- 3) 形式 屋内鋼板製閉鎖自立形
- 4) 構造 前後面扉式
- 5) 寸法 (W)800mm×(D)1000mm×(H)2350mm
- 6) 低圧電力用仮設配線
  - (自) 非常用電源(210-105V、単相三線)
  - (至) 照明分電盤

## (2) 補機盤

- 1) 数量 1 面
- 2) 規格 JEM1265 CX 形
- 3) 形式 屋内鋼板製閉鎖自立形
- 4) 構造 前後面扉式
- 5) 寸法 (W)900mm×(D)800mm×(H) 2350mm
- 6) 低圧電力用仮設配線
  - (自) 非常用電源 (210V、三相三線)
  - (至) 建築動力制御盤

## 第 10 章 低圧受電設備撤去

撤去対象は下記のとおり。

- (1) 低圧電力引込線 (仮設架空線)
- (2) 低圧電力引込柱

## 第 11 章 試験調整等

### 1 総合試運転

総合試運転に要する電気使用料金は、受注者において負担する。

## 第 12 章 計装機器

### 1 計装機器調整

流量計 (φ1500) 1 台及び吐水槽の水位計 2 台の機器調整を行う。

## 第 13 章 施工管理等

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

### 1 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。

#### ア 主任技術者

建設業法第 7 条第 2 項イ、ロ又はハに該当する者であること。

### 2 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

### 3 工事写真における黒板情報の電子化

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

#### （1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものとする。

#### （2）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### （3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### （4）写真の納品

受注者は、（3）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL ([http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### （5）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

## 第 14 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- 2) 関連工事との調整に係るもの
- 3) 不可抗力によるもの
- 4) 法・基準の改正に係るもの
- 5) 交通誘導員に配置が必要となった場合
- 6) 第 2 章第 4 項に示す工事数量表に変更が生じた場合
- 7) 第 2 章第 5 項に示す施工範囲に変更が生じた場合。
- 8) 第三者との協議によるもの
- 9) 関係機関との協議によるもの
- 10) 排水処理の必要が生じた場合
- 11) 現地精査により変更が生じた場合
- 12) 電力基本料金の追加が生じた場合
- 13) その他本仕様書に定めのないもの

## 第 15 章 その他

### 1 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第 1 章 1-1-26 及び第 1 章 1-1-28 に基づき資料を作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副 2 部

### 2 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く

- 3 工事の施工効率向上対策受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

#### (1) 工事円滑化会議

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務（業）所長、（次長）、（総括監督員）、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。



なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

#### (2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務(業)所長、(次長)、(総括監督員)、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

#### (3) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官〈議長〉・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

#### (4) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書 様式-42)に記録し、相互に確認するものとする。

### 4 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や、部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する、総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

### 5 週休2日制工事の試行

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでの対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

① 補正係数

|           | 4週8休以上          | 4週7休以上<br>4週8休未満         | 4週6休以上<br>4週7休未満         |
|-----------|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 現場閉所率     | 28.5%(8日/28日)以上 | 25%(7日/28日)以上<br>28.5%未満 | 21.4%(6日/28日)以上<br>25%未満 |
| 労務費       | 1.05            | 1.03                     | 1.01                     |
| 機械経費（賃料）  | 1.04            | 1.03                     | 1.01                     |
| 共通仮設費（率分） | 1.05            | 1.04                     | 1.03                     |
| 現場管理費（率分） | 1.07            | 1.05                     | 1.04                     |

② 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記

①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

## 第 16 章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。